

社会福祉法人 東栄町社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人東栄町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規定において、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員について、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 役員が法人業務を行う場合、報酬として、日額7,000円、その職務が4時間未満の場合は日額の二分の一の報酬額を支給する。
- (2) 理事のうち、会長については、月額20,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が職務を行うため旅行した時は、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。この場合「東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成28年条例第38号）」を準用する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(その他)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。